

福島県会津地区国有林野等所在地元市町村長有志協議会規約

1 目 的

協議会は、地域社会と国有林野事業の連携の強化を図り、もって地元農山村の社会経済の発展と国有林野事業の円滑な遂行に寄与することを目的とする。

2 協議事項

協議会は、次に掲げる事項等について意志の疎通を図り、地域社会の要請等を国有林野事業の運営に適切に反映させるものとする。

- (1) 国有林野等の所在する地域の国土保全及び水資源のかん養に関する事項。
- (2) 国有林野等の所在する地域の農林業及び関連産業の振興に関する事項。
- (3) 保健休養機能等を有する森林の保護及び利用に関する事項。
- (4) 国有林野の活用に関する事項。
- (5) 国有林野等の所在する地域における就業機会の確保に関する事項。
- (6) その他必要とする事項。

3 組 織

- (1) 本協議会は、会津地区国有林野等所在地元市町村長有志協議会と称する。
- (2) 協議会は、本協議会の設立趣意に賛同する国有林野等の所在する地域の市町村長及び森林管理署長等をもって構成し、必要に応じ関係機関の職員等を参加させることが出来るものとする。
- (3) 協議会の事務局は、会津森林管理署に置く。

4 運 営

- (1) 協議会に代表世話人1名を置く。代表世話人は、協議会を構成する市町村長有志の互選により選任する。
- (2) 協議会の円滑な運営・活動を図るため、関係森林管理署等ごとに1名の世話人を置く。
なお、当該世話人を関東森林管理局国有林野等所在市町村長有志連絡協議会の構成員とする。
- (3) 協議会の会議は、代表世話人と森林管理署長とが協議して招集する。
なお、必要に応じ世話人会を開き、協議会の円滑な運営に資するものとする。
- (4) 協議会の活動として、森林管理署等ごとに協議会等必要に応じ随時連絡協議を行うことができるものとする。
- (5) その他、協議会の運営に関する重要事項は、必要に応じ代表世話人が会員に図って決めるものとする。

5 そ の 他

- (1) 会費は、当面徴収しない。
- (2) 本協議会は、昭和52年10月25日をもって設立する。

附則 平成17年1月17日 一部改正